

宗教法とジェンダー

新田 光子 (龍谷大学)

はじめに

「宗教法とジェンダー」と題して、私と草野籠子さんが報告させていただきます。

「ジェンダー」という言葉、そしてジェンダーに関連して「男女共同参画」という言葉が一般的になってから、かなり経ったというのが私自身の実感です。一方、これらの言葉に批判的な方がおられることも承知しています。ただ、宗教学学会で、これまでほとんど議論がなかったことは、学会の性格からして研究課題がないとはいえないと思われれます。こうした問題提起をおこなうことが、本報告の目的です。

1、宗教関連学会の動向

宗教学学会では、これまで45回開催されてきた大会の中で、女性会員7名の報告がおこなわれてきました。イスラム法、フランス法など、それぞれ重要な研究テーマが女性の視点を生かして発表されてきました。しかし「宗教法とジェンダー」を正面から問う発表は、これまでほとんどありませんでした。

日本の他学会、たとえば日本宗教学会では、1989年発行の学会誌で「宗教と女性」特集号(280号)を組んでいます。1999年に開催された第68回大会では、「宗教と女性」パネルディスカッションをおこないました。

「宗教と社会」学会では、「宗教とジェンダー研究プロジェクト」を発足させています。2003年開催の大会では、「宗教とジェンダーをめぐる議論の現在一

日本基督教団・性差別特別委員会の活動を中心に」と題した研究報告があり、活発な議論がおこなわれました。

学会発表者全員のうち、女性の占める割合は、「宗教学会は、1割前後の低さ」といわれています。それに対して宗教学会では、2%前後の割合であり、1割には遠く及ばないのが、これまでの状況でした。

こうした状況は、主に学会の会員数に占める女性の割合が少ないことが反映しています。

日本宗教学会では、1999年当時の1750人の会員（普通会员）数のうち、女性会員は184人、10%、1割です。「宗教と社会」学会では、455人の会員数で、女性会員は150人あまり（2002年現在）、約34%を占めています。これらに比べて本学会は、会員（普通会员）数150人の小規模な学会ですが、女性会員の割合も約4%、6人（1993年）と、かなり少なく、この割合は、今も変わらないか、あるいは少なくなっているのが現状といえます。

本学会で、ジェンダー問題が中心になることはなく周辺化する傾向は、研究主体にかかわることでしょうが、研究主体の問題はさておいて、研究対象の問題としてみてみますと、「宗教と女性」というテーマは、宗教学の問題として決して周辺問題ではないと思われます。

「宗教と女性」というテーマ自体は古くから論議されてきました。キリスト教におけるマリア問題、イスラム法における女性の地位についての議論、日本の新興宗教における女性教祖の研究など宗教の起源、教義にかかわる面に重点がおかれていたように思われます。しかし、宗教教団には教団維持のための組織管理運営の側面があり、そこでは日本の寺院にみられるように、女性がかんりの役割をはたしてきました。たとえば、それが宗教・宗派によって具体的にどうちがうのか、それは女性を尊重したかたちでの位置づけであるのか、あるいは教義との関係は本来どうなのか、といった点については宗教学の分野でも議論すべき問題であると思われます。

ただ、今列挙した問題は、それ自体かなり大きなテーマですので、日本の宗教教団の現状を、かいつまんだかたちでみるために、私が実施した教団アンケート調査の結果を少しとりあげてみたいと思います。

2、宗教教団の動向 — 教団アンケート調査結果から —

2002年8月、私は「宗教組織における女性の役割」と題して、文化庁編『宗教年鑑』(平成13年版)に記載されている文部科学大臣所轄の包括宗教法人、335法人を対象に、郵送法によりアンケート調査を実施しました。回答数は154、回答率は46%でした。

質問項目の主なものの結果を図示したものが、図表①～図表⑦ですが、それぞれ順に調査結果の概略を要約すれば、次のとおりです。

- 1、教団の運営管理に関して、「男女共同参画」が問題となったことがあるかどうかについては、どちらかといえば「あまり問題になっていない」傾向にある(図表①参照)。
- 2、教団では、これから組織の運営管理に関して、「男女共同参画」が問題になると予想されるかどうかについては、「あまり問題にならない」が多数であった(図表②参照)。
- 3、教団の教えをめぐる議論のなかで、「女性」の位置づけが問題となったことがあるかどうかについては、「教えのなかで『女性』の位置づけが問題になった」教団があるが、多くの教団では、『女性』の位置づけが問題になったことがない(図表③参照)。
- 4、教団の教えのなかに男性と女性を区別した考え方があるかどうかについては、「ない」と回答した教団が多いが、「ある」と回答した教団も存在している(図表④)。
- 5、教団の信者は、男性と女性とでは、どちらが多いかについては、「女性が多い」が過半数を占めており、「男性が多い」は、わずかであった(図表⑤参照)。
- 6、教団で、教えを説く役割を女性に認めているかどうかについては、「男性や女性でこだわっていない」という教団がほとんどであるが、わずかながら「男性に限り認めている」という教団が存在している(図表⑥参照)。
- 7、教団の本部組織における女性の割合については、女性が少数である教団が多い。一方、女性が多数を占めている教団は、少ない傾向にある(図表

⑦)。

以上のような教団の全般的傾向に加えて、いくつかの教団から回答された意見も参考になると思われます。すなわち、「信仰には男子も女子もない」、「性のちがいは問題にならない」、「役割の上で男女の区別はない」、「教団の中で区別はあっても差別とは別次元」、あるいは「すでに男女平等を実現している」などの意見が述べられました。

こうした教団意見もふまえて、「教団のジェンダー問題」を、宗教法の分野からどうとりあげていくべきか、少し検討してみたいと思います。

3、宗教法とジェンダーに関する研究課題

上述の「教団アンケート調査」結果にみられますように、「教義のうえで男性、女性が問題になったことがある」という教団は、多くはありませんが、存在しています。

宗教教団の中には、「女性教祖」や、あるいは「女人禁制」が長年の信仰、伝統、あるいは教義として存在してきたものが少なくありません。教典解釈や宗教慣行・儀礼を見直すことは、教団にとっては、かなりむずかしいことであるでしょうが、現実にもそうしたことに取り組んでいる教団も少なからず存在しているということでしょう。「教義問題」として、検討すべき課題であると思われます。

「女性住職問題」・「女性司祭問題」など聖職者、教師規程、あるいは聖職者の家族・配偶者に関する規程が、いくつかの教団で問題になっています。

「教団アンケート調査」で「規定上は平等である」という傾向が示されていても、実際には規定上「ジェンダー問題」をかかえる教団が存在しています。

「規定上、男女のちがいがあがる」という教団で、「現在議論しているが、規定を変えることは、今後の問題である」と回答している教団があります。教団の審議・議決機関で「男女共同参画」が進んでいないところでは、規定を変えるにはかなり時間がかかるのではないのでしょうか。宗教教団の「規定問題」として、検討すべき課題であると思われます。

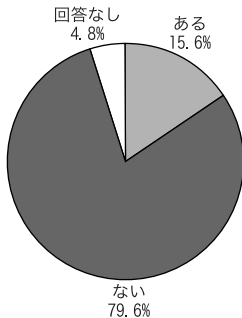
宗教教団には当然、教団維持のための組織管理運営の側面があります。組織の問題としては、宗教教団特有の問題だけではなく、一般企業と同じ組織問題もかかえるはずで、「役員、組織の長に女性が少ない」という教団は、かなり存在しています。

一般企業と同じ組織問題では、たとえばセクハラの問題があります。差別体質が宗教教団であればまったく問題がないかといえば、そんなことはないはずです。人間が組織を動かす以上、その人間の意識が、どんな組織であれ、問われてくるでしょう。法的平等が実現すれば差別がなくなる、という問題ではなく、常に差別がかかえる本質の問題を前提にして、たてまえ＝平等のレベルにとどまらず一歩ふみこんだ組織問題として、検討すべき課題であると思われます。

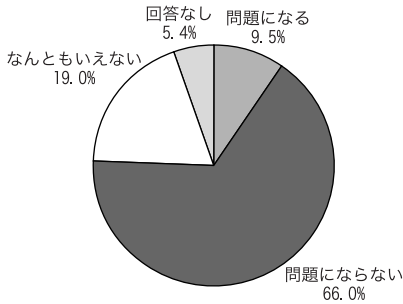
男女共同の取り組み自体は、たてまえのレベルの取り組みと本音の部分での取り組みとで、問題解決にちがいがでてくることは明らかです。問題は、当然教団の事情で異なるでしょうし、教義上の問題にも関わるかもしれません。現実にはどうなっているのかを点検してみる必要があります。そうした点からいえば、宗教教団では、一般企業以上に検討課題が多いのではないのでしょうか。

浄土真宗大谷派女性室スタッフ草野籠子さんから、教団規定の見直しもおこなっている最近の大谷派の取り組みについて報告していただき、検討課題と問題点について、さらに考えてみたいと思いますが、本学会で、本テーマの議論が深まることを期待しています。

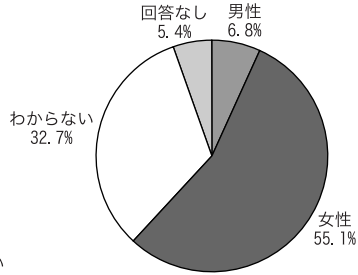
図表1 教団の運営管理に関して「男女共同参画」が問題となったことがありますか？



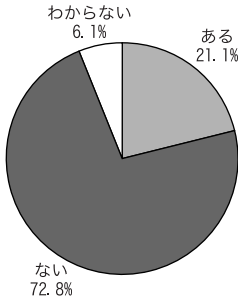
図表2 教団ではこれから組織の運営管理に関して「男女共同参画」が問題になると予想されますか？



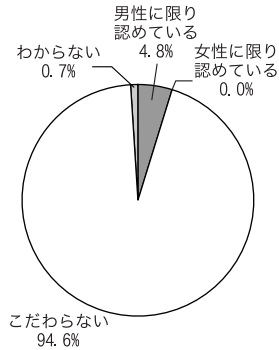
図表5 教団の「信者」の方はどちらが多いと思いますか？



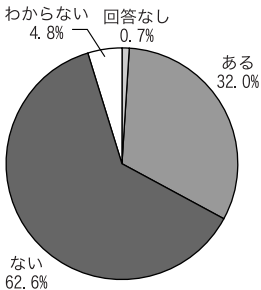
図表3 教団の「教え」をめぐる議論のなかで「女性」の位置づけが問題となったことがありますか？



図表6 教団では「教え」を説く役割を女性に認めておられますか？



図表4 教団の「教え」のなかに男性と女性を区別している考え方があると思われませんか？



図表7 教団の本部組織における女性の割合は？

